

樂所奉行方宗綱卿記

渡 邊 正 男

本書は、松木宗綱（一四四五～一五二五）の樂所奉行としての活動の記録で、文明一一（一四七九）年七月の七夕御楽に際し、四辻季春に替わって奉行を命じられてから、同一九年七月の七夕御楽で山科言国に替わるまでの記事を取める。樂所奉行（樂奉行とも）とは、「天皇の下で雅楽の運営にあたり、地下樂人も統轄する」役目であり、⁽¹⁾「禁裏奉公の樂人間の連絡を管理し、統轄する長」であるとされる。⁽²⁾記事の内容も、御樂始や七夕御樂などが中心であるが、地下樂人等の叙位任官や所領相論に関する記事も多い。⁽³⁾

記事は編年に排列されているが、樂所奉行に関係しない事項は収められておらず、日次記ではない。一方、文明一六年三月の御樂始の記事は、宗綱が樂所奉行であったにも関わらず、大永四（一五二四）年の御樂始及び二月月次御樂とともに「陽照院儀同宗綱公記」と題する別の記録として伝来しており、⁽⁴⁾部類記として完備しているわけでもない。また、本書が宗綱本人によって作成されたものか、日次記などに基づいて後人によって編集されたものかも詳らかにし得ない。

記主松木宗綱は、権大納言松木宗継を父、権大納言月輪家輔女を母として、文安二（一四四五）年に生を享けた。松木家は、藤原北家中御門流の嫡家で、祖父宗宣から松木を称したとされる。家格は羽林家。室町時代は笙を家業とした。同六年に叙爵。藏人頭左中將を経て、文正元（一

四六六）年に参議に任じ、さらに左大弁を兼ねた。応仁二（一四六八）年に権中納言、文明二年に兵部卿を兼ね、長享二（一四八八）年に権大納言となった。永正一二（一五二五）年には官を辞して伊勢に下ったが、同一五年、將軍足利義植の執奏によって従一位准大臣となる。同年出家して法名玄空。大永五年八月二日、八一歳で薨去。追号陽照院。

本書の原本は伝わらず、以下三種の写本が現存する。
一、東山御文庫史料「樂所奉行方宗綱卿記」（勅封一五五函六一、以下、「御文庫本」）

一冊本。書誌情報は未確認。史料編纂所に影写本を架蔵する（「京都御所東山御文庫記録 丙四九」架番号三〇〇一―一二六）。影写本によって、『大日本史料 第八編之一』文明一一年六月八日条及び『同 第八編之二』文明一二年七月七日条に採録されている。史料編纂所図書閲覧端末でモノクロ画像が公開されている。

一、国立国会図書館所蔵「樂所奉行方宗綱卿記」（ほ一六二、以下、「国会図書館本」）

四冊本。法量は各冊概ね二八・八糎×二〇・〇糎。四ツ目袋綴の包背装。表紙は黄土色。料紙は厚手の楮紙。外題・丁数等は翻刻参照。「国立国会図書館デジタルコレクション」によってカラー画像が公開されている。

一、国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本「楽所奉行方記」（さ函三〇、以下、「高松宮家本」）

五冊本。書誌の詳細は、『国立歴史民俗博物館資料目録「八一―」高松宮家伝来禁裏本目録「分類目録編」』（国立歴史民俗博物館、二〇〇九年）を参照。国立歴史民俗博物館「館蔵高松宮家伝来禁裏本データベース」によってモノクロ画像が公開されている。

右のうち、御文庫本が高松宮家本第一冊に、国会図書館本が第二冊から第五冊に相当し、高松宮家本が本来のかたちを伝えていてと考えてよい。国会図書館本は、各冊第二丁表に「宮内省図書印」の朱方印及び「帝國図書館蔵」の朱方印が捺され、表紙には「東京図書館」のラベルが貼られている。明治七（一八七四）年に京都御所内の御文庫より東京に回送され、待講局の所管となった禁裏本の一部が、翌八年に東京書籍館（後に東京図書館、帝國図書館）へ貸与されたことが明らかにされている⁵⁾。

国会図書館本もこの禁裏本に含まれていたと考えられ、元々は御文庫本と一具であった可能性もある。

翻刻に当たっては、五冊が揃っている高松宮家本を底本とすることも検討したが、校合の結果、文明一六年六月二十九日条の大神「行秀」を「行季」、同七月二日条の豊原「慶秋」を「豊秋」とし、文明一八年二月一日四日条の傍書「十三日催之」を欠くなど、国会図書館本に比して善本とはいえない点が見えるため、国会図書館本及びそれと一具であった可能性のある御文庫本を底本とし、高松宮家本との校異を注記することとした。

〔註〕

- (1) 坂本麻実子「応仁の乱後の天皇家の雅楽」（桐朋学園大学研究紀要）第二〇集、一九九四年二月、七四〜七五頁。
- (2) 三島暁子「天皇・將軍・地下楽人の室町音楽史」（思文閣出版、二〇二二年）二八四〜二八八頁。
- (3) 文明一八年二月二三日条では、地下楽人山井景兼の所領相論について、「以楽奉行可申入之由仰」とされている。
- (4) 『大日本史料 第八編之一六』文明一六年三月二八日第一条及び『同第九編之二六』大永四年二月二一日条に採録されている。
- (5) 伊地知鐵男「訪書愚蒙記」（財団法人日本古典文学会編『訪書の旅 集書の旅』貴重書刊行会、一九八八年）、小倉慈司「宮内庁書陵部所蔵京都御所旧蔵本の由来」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一八六集、二〇一四年三月）。

凡例

- 一、漢字は常用の字体を用い、異体字も原則として常用の字体に改めた。
- 一、本文には、適宜読点（、）と並列点（・）を加えた。
- 一、丁替りは、各丁表裏の終りに当る箇所を付して示し、始めに当る箇所は行頭に、その丁数及び表裏を（1オ）（1ウ）のように標示した。
- 一、本文に置き換えるべきものには（一）、参考または説明のためのものには（一）を以て傍注を付した。
- 一、人名については、原則として、各冊及び各年の初出箇所に（一）を以て傍注を付した。
- 一、第一冊は御文庫本を、第二〜五冊は国会図書館本を底本とし、高松宮家本との異同について、「イ」のように傍注を付して示した。

〔表紙〕
「楽所奉行方文明十二宗綱脚記」

(1オ) 文明十一年六月八日

為都護卿番代参 内、晚頭以勾当内侍来月御楽可申沙汰之由仰之、
（甘露寺親長）
（四辻春子）

(1ウ)

此事先年可奉行由被仰下、雖然依有子細其後尚四辻巫相申沙汰、非無所存、而間再往雖斟酌之由申入、不可然由勾当入魂之条、不及是非、畏之由申入了、
十四日、(マ、)天晴、今日御月次御楽也、予歛楽之後、依無力不叶稽古、仍不参、為丁聞祇候之處、以勾当内侍被出七夕御目錄、

平調

慶雲樂只拍子、五常樂急 夜半樂 太平樂急 王昭君 郎君子 林哥

七夕可有御楽、可令参仕給之由、内々被仰下候也、宗綱恐惶謹言、

六月廿八日

宗綱

(教季)
今出川殿

七夕可有御楽、可令参仕給之由、内々被仰下候也、恐惶謹言、

六月廿八日

宗綱

中院前大納言殿 (通秀) 四辻大納言殿 (季卷)

七夕可有御楽、可令参仕給之由、内々被仰下候也、恐々謹言、

六月廿八日

宗綱

(基有)
園前中納言殿

七夕可有御楽、可令参仕給之由、内々被仰下候也、謹言、

六月廿八日

宗綱

(資益王)
伯二位殿 (四辻季經)
左宰相中将殿 (山科言國)

(平松資冬)
二条宰相殿 (後重)
内藏頭殿 (田向重治)

(甘露寺元長)
綾小路中将殿 (後重)
綾小路少将殿

(甘露寺元長)
藏人左少弁殿

七月一日、北少路之皇居烧亡、仍御楽停止、

文明十二年六月

廿九日、晴、参内、依当番也、依修理職未補、当年未御楽被行之、

仍七夕可有御楽、可申沙汰之由仰、

(3オ)

七月二日遣御教書、
今出川殿 (通秀) 中院大納言殿 (基有) 園前中納言殿 (資益王)
伯二位殿 (平松資冬) 二条宰相殿 (季經) 四辻宰相中将殿 (山科言國)
綾小路中将殿 (後重) 内藏頭殿 (甘露寺元長) 藏人左少弁殿 (田向重治)
綾小路新中将殿 (近日伏見居、仍不及遣之)

地下之輩召仰縁秋朝臣、

請文

七夕可有御楽、可参勤之由奉候了、早可存知之由、得御意候哉、恐々謹言、

七月二日

(中院)
通秀

七夕可有御楽、可令参仕之由謹承候了、早可存知候也、恐惶謹言、

七月二日

資益

七夕可有御楽、可令参仕之由謹承候了、早可存知之由、可得御意候、

(山科)
言国謹言、

七月四日

言国

七夕可有御楽、可令参仕之由承候了、早可存知候也、恐々謹言、

七月六日

(園)
基有

三日、以女房奉書被出御目錄、地下之輩之儀、縁秋朝臣可申合之由仰之、

平調 (震朝、高壇紙)

万歳樂只拍子、三台急 (泚) 五常樂急 夜半樂。郎君子 鶏徳

中院以下随所望蜜々注遣了、
(當時修理職)
四日、烏丸許遣人、地下人々座打坂之事、可被構之由申了、無子細之由返答、
(責任)

七夕御楽仮屋打板以下之事、任何可有御下知之由、内々其沙汰候也、

七月四日

(松本)
宗綱

仍七夕可有御楽、可申沙汰之由仰、

(2オ)

(2ウ)

(4ウ)

烏丸殿折席、如此遣之、依所望也、

円座事、依無御所御座、竹園申出、了山聖智、五枚入江殿申出、五枚楽器之事、

鞆鼓直秋借進上、鉦鼓景兼進借之、

七夕御楽

笙

御所作後上御門天皇

伯二位白川資氏朝臣 言国朝臣

重治朝臣田向縁秋朝臣

直秋豊原枝秋

統秋豊原

豊原用秋

筆築

二条宰相 安倍季継

同季音

笛綾小路俊量朝臣

元長甘露寺

景康朝臣山井

景兼山井太神景俊

景益山井

琵琶

園前中納言

簾中勝仁親王四辻宰相中将

鞆鼓豊原

慶秋豊原

大鼓

夏秋豊原

(6オ)

鉦鼓山井大神景照

所役殿上人事、兼日左衛門権佐以量唐橋・菅原在数等触之、雖以量祇候、今出川教季右府不参之間不役之、園前中納言・極臈五辻當仲・四辻宰相中将・藏人将監西坊城役之、長風

〔表紙〕
「樂所奉行方文明十三宗綱卿記」

(1オ)

文明十三年四月

十一日、自 内裏女房奉書被下、

この月御かくはしめを御さた候はんする日をとらせられてまいらせられ候へく候よし申せとて候、

御楽始日時

今月十七日辛酉 時午

廿三日丁卯 時午

廿六日庚午

(1ウ)

四月十一日

陰陽頭安倍有宗上御門

御かくはしめのほのきまいり候、ちやう日仰下されて申つけ候はんするよし御心え候て、御ひろう候へ、かしく、西辻春字勾当内侍とのへ申給へ、松本むね綱

来廿三日可有御楽、可令参仕給之由、内々被仰下候也、宗綱恐惶謹言、

(2オ)

四月十二日

宗綱

今出川殿教季

中院一位殿基有園前中納言殿

伯二位殿資益主二条前宰相殿

内蔵頭殿山科言国白川中将殿

綾少路中将殿後量

綾少路新中将殿田向重治

四辻宰相中季経

(2ウ)

藏人左少弁殿(甘露寺元長)
地下之輩召仰縁秋朝臣(豊原)
十五日、自内裏被下女房奉書・御目錄、
万歳楽(只拍子、白川資氏)、三台急、甘州、五常楽急、太平楽急、小老子、林哥
伯中将・園少将等許へ写遣、
修理職仮屋打板等事申遣、
明日御案可為申終刻之由、内々其沙汰候、可得御意候也、

(3オ)

七月廿二日(四九) 宗綱
今出川殿(通秀)、中院殿(基有)、伯殿(資益王)、平松殿(資冬)、四辻殿(季経)、山科殿(言国)、綾小路(後量)
殿、白川中将殿(資氏)、田向殿(重治)、園殿(基富)
請文
十三日(前九)、十七日(方九)、廿一日(同日)
園中納言、内蔵頭、伯二位、同中将(基有九)、御楽散状(白川資氏)

(3ウ)

笙(後土御門天皇)、簾中(勝仁親王)、御所作、中院一位(山科)
伯二位、言国朝臣(山科)
資氏朝臣、重治朝臣(田向)
縁秋朝臣、峯秋(豊原)、豊原広秋(豊原)
秋、筆策
二条前宰相、安倍季繼
俊量朝臣(綾小路)、景康朝臣(山井)、太神景熙(山井)
景益、琵琶

(4オ)

簾中(伏見宮邦高親王)、今出川前右大臣(教季)
園前中納言、基富(園)
箏
四辻宰相中将

(4ウ)

五月、御楽、御残楽五数反五返、御所作、地久急、
双調、予鳥急、伯卿、賀、内蔵頭、胡飲酒破、
夏風楽、只拍子、鳥急、賀殿急、今度始而被渡之、
御楽散状、書様端ノコトシ、コハスキハラニカク、
同破、酒胡子、地久急

(5オ)

笙、御所作、伯二位、言国朝臣、慶秋、宗綱
筆策
二条前宰相、安倍季繼
俊量朝臣(甘露寺)、元長、量兼(景力)
箏、琵琶
簾中、園前中納言(伏見宮邦高親王)
簾中、四辻宰相中将(勝仁親王)
鞆鼓

統秋朝臣

大鼓

〔景九〕
量益

七月

一日、七夕御目録被出之、

宗明樂只拍子、採桑老、蘇合樂、秋風樂、青海波、白柱、千秋樂

七夕可有御樂、可令參仕給之由、内々被仰下候也、宗綱恐惶謹言、

七月二日

宗綱

今出川殿

追言上
刻限可為酉一点之由、同其沙汰候也、

中院一位殿、園前中納言殿、伯二位殿、四辻宰相中将殿、二条前宰

相殿、内藏頭殿、綾少路中将殿、綾少路新中将殿、藏人左少弁殿

園少将殿

七日、酉刻計參、内、人々少々參集、

秉燭被始之、所役左衛門佐以量〔唐橋〕、菅原在数等也、先有盃酌事、

外様於鬼間如例被出折二合、
樽一荷、地下一樽、一折等遣之、

御目録同前、御殘樂三、五反、

八日、御番御參、被進散狀、

七夕御樂書様如端、

笙

御所作、中院一位、伯二位、言国朝臣、重治朝臣、縁秋朝臣、峯秋

直秋〔豊原〕
如何、、豊原弥秋改名字、、宗綱

筆樂

二条前宰相、安倍季繼、同季音

笛

俊量朝臣、元長〔景九〕、量康朝臣、量兼〔景九〕、量益〔景九〕、太神量熙〔景九〕

(7オ)

琵琶

〔簾中九〕
〔今出川教季〕
前右大臣

〔伏見宮邦高親王九〕
〔勝仁親王〕
等

簾中、四辻宰相中将

鞆鼓、大鼓、鉦鼓

慶秋、統秋〔景九〕
太神量俊

日録書様〔山井九〕

盤涉調

宗明樂只拍子、

採桑老

蘇合樂

秋風樂

青海波〔波〕

德貫子白柱異名、今度如此書之、

千秋樂

引合一重書之懷中、名器置之以後、取出懷中、授前右府〔今出川教季〕、上首人、

文明十四年六月廿六日、自内裏以女房奉書七夕御樂目録被下之、

但初參之人々依參否可直被下由仰、仍縁秋朝臣召仰、遣尋花山院之

処〔政長〕、大略治定由被申之、

廿七日、勾当局〔四辻春子〕、以御文被下、花山院大納言七夕參仕之事存企云々、

仍御目録可被下改之由御申、又被改之、

平調〔萬歳樂只拍子、

慶雲樂只拍子、、萬歳樂〔貝〕
廿拍子、、三台急、甘州、五常樂急、太平樂急

郎君子

七夕可有御樂、可令參仕給之由、内々被仰下候也、宗綱恐惶謹言、

七月二日

宗綱

(7ウ)

(6オ)

(6ウ)

(5ウ)

今出川殿
懸帶
追言上

剋限可為酉一点之由、同其沙汰候也、

〔通秀〕
中院一位殿 園前中納言殿 伯二位殿
〔平松資冬〕
二条前宰相殿 四辻宰相中將殿 内藏頭殿
〔綾小路後盛〕
右兵衛督殿 頭右中弁殿 綾少路中將殿
〔百丸〕〔資氏力〕
川中將殿 園少將殿

七夕可有御樂、所役事可令存知給之由、内々被仰下候也、謹言、

七月四日 宗綱

左兵衛佐殿 故障

七夕御樂仮屋打板等之事、任例可有御下知由、内々其沙汰候也、

七月四日 宗綱

〔資任〕
烏丸殿

〔豊原盛秋〕
藤松丸參勤事、内々伺被申、童体出仕之例、近代不見及之由仰、先規非分明、但景秋子息參仕云々、衣裳事者注置、可為如何哉之由沙汰、可為 歟之由仰、又此分令人魂給之、仍水干可着用之由、
〔松本宗綱〕
予為門弟分笙始等之事、於此亭沙汰、仍每事令扶眼了、

七夕御樂

〔後上御門天皇〕
御所作 中院一位

〔山科〕
花山院大納言 伯二位

〔田四〕
言国朝臣 資氏朝臣

〔豊原〕
重治朝臣 縁秋朝臣

〔豊原〕
峯秋 直秋

〔豊原〕
統秋 藤松丸

宗綱

篳篥

二条前宰相 安部季繼

〔綾小路〕
俊量朝臣 元長朝臣

〔山井〕
康朝臣 景兼

〔山井〕
太神景俊

琵琶

〔伏見宮邦高親王〕
簾中 左大臣

園前中納言 基富朝臣

〔勝仁親王〕
簾中

鞆鼓 四辻宰相中將

〔豊原〕
慶秋

〔山井〕
大鼓

〔山井〕
景益

鉦鼓

豊原用秋

〔後花園天皇〕
旧院御作 善往生講、於伏見局可被行之、可申沙汰之由仰、御点ヲ被下人数 有右 親王御方并伏見殿渡御、僧衆以下之事、兼日民部卿下向、
〔勝七親王〕
〔邦高親王〕
〔白川忠常〕
〔豊原〕
申付樂器自御所被渡之、鞆鼓繁秋、申付持之、量俊後被召加、地下之輩慶秋召仰、
〔依飲樂繁秋〕
召進

來廿七日、於般舟三昧院可有往生講、可被參任給之由、内々被仰下候也、宗綱恐惶謹言、

十月十九日 宗綱

今出川殿 中院一位殿 園前中納言殿

伯二位殿 四辻宰相中將殿 内藏頭殿

宗綱

宗綱

宗綱

宗綱

宗綱

宗綱

宗綱

宗綱

(12オ)

右兵衛督殿 (甘露寺元長) 藏人右中弁殿

此外楽林以書狀内々申送、
(有種、綾小路有俊)

地下之輩被下酒肴式百疋、(西江春子) 自是長橋(善空)、
(雜) 自長老又百疋被遣、
(申送)

參仕之衆青侍誰色、自長老時(ヲ)被申付、悉申付、以書立申了、

往生講

盤涉調

採桑老(可為采拍子之由被仰定、雖然臨期為只拍子、
今出川教季) 左府一位等依忘見、内々親王(申入了、
中院通考)

蘇合序 同三帖 同四帖 同五帖 同破急 青海破(波) 竹林楽

殘楽 急 青海破(波) 三反、

往生講

笙

中院一位 伯二位

言国朝臣 峯秋

慶秋 直秋

宗綱

箏築

玉田(綾小路有俊カ) 安部季繼

笛

俊量朝臣 元長朝臣

景兼 景益

琵琶(伏見宮邦高親王)

簾中 左大臣

園前中納言

箏

(13オ)

(13ウ)

簾中(勝仁親王) 四辻宰相中将

鞆鼓

繁秋

大鼓

統秋

鉦鼓

太神景俊

此散狀進之処、兩親王之儀非禁中、仍簾中書載不可然之由仰、式部

卿・親王御方(可書進之由仰、此事如何、後崇光院、大通院卅三廻、
伏見宮成親王、伏見宮崇仁親王)

之時被行法事、讚後大通院御所作、此時被經御沙汰之処、東山左府

申云、若被載親王下、如大臣之座可有出座、不然者、如女房可為簾

中之由申之云々、鹿苑院於北山舞御覽之時、大通院渡御御所作、散

狀載簾中云々、然非限 禁中事歟、但依為 叡慮、如仰書進了、

文明十五年七夕御楽 当年御樂始也、
(今出川教季) 菊亭前左府去二日折去、
(通秀)

中院一位依丙穢不參、
(雖有先規、依時宜不能觸)

四辻宰相中将依重服不參、
(急原、急原、同前、但地下慶秋、繁秋、
兩人重服也、不及三人故歟、也)

平調

万歳楽 只拍子、 三台急 五常楽破 同急 春楊柳 太平楽急 鶉徳

七夕御楽

笙(後土御門天皇) 右大将(花山院政長)

御所作(資益王) 言国朝臣(山科)

伯二位 庭田朝臣(庭田)

重治朝臣 重經(今度初參、仍束帶也、
豐原)

慶秋朝臣 直秋(豐原)

統秋 弥秋(豐原)

(14オ)

(14ウ)

(15才)

藤松丸(豊原繁秋) 宗綱(松木)

簞築(二条力) 前宰相 安倍

同季(平松資冬力) 音(甘露寺)

右兵衛督(綾小路後量) 元長朝臣(景力)

量康朝臣(山井力) 量兼(山井力)

景益(山井) 琵琶(基有)

簾中 園前中納言(基有) 基富依霍乱臨期不參、

等

簾中 四辻前中納言(実仲)

鞆鼓

繁秋

大鼓(景力)

量熙(山井力) 鉦鼓(山井)

太神景俊

文明十六年五月廿二日

来廿二日可有御楽、令祇候之由、内々(被脱力) 仰下候也、

折格催之、(松木) 宗綱(言因)

四辻殿(季経) 綾少路殿(後量) 甘露寺殿(御方) 山科殿(言因) 白川殿(御方) 田向殿(重治)

廿二日、有御楽、午一点也、伏見殿、(比巴) 親王御方、(後土御門天皇) 御所作御筥也、

残楽、(五中五也) 夏風楽 鳥急 賀殿急 胡飲酒破 武徳楽 新羅陵王急 地久急

(16才)

(16ウ)

筥

御所作(勝仁親王) 簾中(松木宗綱) 予(言因) 朝臣(白川) 資氏朝臣(田向) 重治朝臣(山科)

笛

右兵衛督(綾小路後量) 元長朝臣(甘露寺) 量兼(景力)

琵琶

簾中(伏見宮邦高親王)

等

四辻宰相中将(季経)

鞆鼓

慶秋朝臣(豊原)

大鼓

繁秋(豊原)

〔表紙〕

〔樂所奉行方文明十六宗綱卿記〕

文明十六年

六月廿六日

季継申季貞跡事、(安倍) 今度依不思儀所行出奔云々、(季久孫) 季留也、(四辻春子)

以御文被申長橋局、御返事未到、

勅答

可季継知行、然者彼跡一人沙汰立、奉公之事尚可申付由被仰出了、

廿九日、

南都舞人太神行則并行秀兵庫助申事、行之雖為(元力) 上首少年之者也、(十八)

仍超越行之(元力) 而可被任兵庫允(助殿) 兩人若此事為不許者、於此道可停

止奉公之由献申状、先代未聞事也、以御文(四辻春子) 被付勾当局、

勅答 同日、

(1オ)

(1ウ)

(2オ)

文のやうひろうして候、まゐ人行のり・行ひてか申状、御らんせられ申され候やうに候、行元上首にて候は、所持(存)もあるへく候へとも、さやうに僧にて候つる事にて候は、官おそくなり候ことほりにて候、としよりにてかくてなけき申候所もそのいわれなきにあらす候へは、ふひんにおほしめし候、ことにくわんの事にて候ほとに、くるしからすおほしめし候へは、両人御めん候へく候、返々(候はん九)うにて「久しく候つるものにて候は、よのれいにはかはりこへするかと思食候、このこさるを行元にもおほせきかせられて、所持(存)候はぬやうになためおほせられ候へく候よし申せとて候、かしく、
申候事(御逃)

七月二日、

七夕御楽御目録被出、此次季貞跡事、季継可管領之由被仰出、舍弟僧季貞可沙汰立事、慶秋朝臣可談合之由仰、則被召仰、
盤渉調(豊原)

採桑老(只)

万秋楽破 蘇合急 輪台 青海破 白柱 劍氣禪(叙イ) 脱(禪)

千秋楽 七夕可有御楽、可令参仕給之由、内々被仰下候也、恐惶謹言、七月二日

言、七月二日

中院一位殿(通秀)

右兵衛督殿(長)

殿

七日、

御楽秉燭被始、今日所役兼致参勤、每事如例年、親王御方此間御所(勝仁親王)

劳依御平喻御所作、尤珍重、
(吉田九)

八日、

地下散状慶秋朝臣持参、則上下散状被進、二行書如例、
(豊イ)

七夕御楽

(2ウ)

(4オ)

八月三日、
自勾当内侍許有書状、則遣慶秋朝臣所、
かんしうのた、ひやうし御しよさのときもとも御馬を下され候よし、のり秋申候へく候ほとに、つかはされ候、とりにまいらせ候へと仰せられ候へく候よし申せとて候、かしく、
ひやう部卿とのへ
(松本宗綱)

慶秋朝臣他行之由申之、自法花堂直(二)参番衆所、此子細申含、御馬御倉辻許(二)被置、直(三)可賜之由仰之、畏入之由以勾当(四)披露了、此御文相違、非御伝受、御所作也、直春御参之時有此事、于今御沙

(3ウ)

笙

御所作 中院一位 右大将 言国朝臣 重治朝臣 重經(庭田) 峯秋(豊原)

直秋(豊原) 繁秋(豊原) 倍秋 藤松丸 宗綱

篳篥

安倍季継

笛

中山宰相中将 右兵衛督 元長朝臣 景廉朝臣 景益(山井九)

琵琶

簾中 園前中納言 基富朝臣(園)

箏

簾中 四辻前宰相中将 四辻前中納言(マ)

鞆鼓

慶秋朝臣

大鼓

景兼(山井)

鉦鼓

太神景俊(山井)

八月三日、

自勾当内侍許有書状、則遣慶秋朝臣所、
(四辻春子)

(3オ)

(4ウ)

汰歎、此御文有御伝受、如何、曲御所作無為之時、必被下御馬之由申、但必又不然歎、可尋、」

廿一日、

照秋知行撰州小八幡林事、如此被下女房奉書、

(後土御門天皇)

てる秋か事、八はたの神事にしたかひ候はず、此御所の御かくにもまゐり候はて、ちきやうともふさげ候こと、いわれなくおほしめし候、かはちの事はまつかつみやうにのこしをかれ候、つの国のところくめしあけられて、のり秋のあはれに(後土御門天皇、勝仁親王)両御所の御しはん(候脱力)にまいり候うへ、けいくわるの事にて候ほとに、くたされ候へく候、し、うは人たいをもとりたて、ほうこうさせ候へくよし仰せふくめ候へく候、しせん申しさるなと候かた候は、その時おほせられ候へく候よし申せとて候、あなかし、

ひやうふ卿とのへ」

(5オ)

此事召仰慶秋朝臣、尋仰候処、当時景康朝臣知行云々、糺明之処、去寛正二年、家秋朝臣讓与云々、然者其子細以申状可申入之由仰、但讓状正文社家奉行故飯尾肥前守許預置云々、社務補任有之正文、彼案文、此正文、両通目安相副、付長橋局了、

廿四日、

てる秋知行の事、のり秋にたひ候よしおほせられ候つる事、なにとも申候はぬやらん、又かけますめし候て、家秋申をきか(セカ)こ申候へとも、あとをもとりたて候はず、又ゆつり状をもけさんに入候はぬほとに、のり秋にたひて候、心へ候へとおほせられ候へく候よし申せとて候、かし、

ひやうふ卿とのへ

廿九日、

景康朝臣知行(讓家秋在所)之事、景兼可相尋之由仰、仍召仰、申云、彼在

(足利義教)所普広院殿御代北野日供相論之時、对于家秋朝臣依有忠勞、讓与景康朝臣云々、不存巨細之由申、此讓状去寛正二年云々、時代不同如何、

九月

十一日、依召内々御祇候、今月末御案可申沙汰事、御人数以前可為御人数、但頭中將・中山宰相中將可被加事、景益知行」八幡林事、景益并景俊文載可申入事等也、

十二日、

八幡林事、景兼進書状、

自禁裏太子丸可召進之由仰、為被囚(知イ)之由也、則申付、御案可為来廿

六日云々、御目錄被出、

黄鐘調 蓮花楽只拍子 喜春楽破 桃李花一二帖 応天楽 河南浦

海青楽 拾翠楽急

十五日、

太子丸御返下、則相副女房奉書遣統秋許、(豊原) 姉比丘起來 十六日渡之

廿六日、

午刻有御案、御所作笙、親王御方同、伏見殿 御琵琶、予(松木宗綱)・四辻宰相中將・右兵衛督・言国朝臣・重治朝臣・基富朝臣等祇候、頭弁俄

故障、依觀(歌)楽也、地下之輩慶秋朝臣・景兼・繁秋・統秋・安倍季繼、大

黄鐘調

蓮花楽只 喜春楽破 桃李花一二帖 応天楽 河南浦 海青楽

拾翠楽急

此外臨期被仰出渡物、青海破(波)・央宮楽・平蛮楽、

一八幡林之事、以勾当御披露、武家奉行(齋藤大藏)申云、家秋朝臣讓与景康朝臣之事、家秋為奉公之身、景康今当奉公也、已讓渡之上者、可被

召放事不便之由申之、照秋於讓与者有依遠近可被改之条、何子細候

(6オ)

(6ウ)

(7オ)

哉、

一景兼進書狀事、〔景力〕量俊不進書狀事、

此条御具御 奏聞、勅答被召御前被仰畢、

十月

三日、

〔7ウ〕
一今月御樂中院一位可被召加之由仰、則申遣之処、故障、今月〔廿六日〕〔中院通藏女〕亡母卅三廻云々、仍自十日比可申暇之由存由、〔申〕内々被申送了、

廿七日、

一今月御樂可為来月三日之由被仰出、今日御目錄被出、

太食調 打毬樂〔只〕蘇芳菲〔只拍子〕 傾坏樂急 放鷹樂 太平樂急〔五反〕

拔頭 長慶子〔五反〕 指志越調

納曾利 崑崙破 同急

十一月

一日、

〔8オ〕
一明後日御樂御延引之由仰、親王御方御發氣未散之間、〔為御養性云々、

八日、

自禁裏被下女房奉書、御月次可為明日、刻限可為未一点之由仰、御

人数之事、〔花山院政長〕花山可被參之由被仰候、地下之輩峯秋・量益〔景力〕可被召加之

候処、量益八幡神事參向、直〔政之〕細川兵部少輔上洛迎下国云々、仍先

然者如以前統秋可被召加之由仰、則其分申含了、

九日、

〔8ウ〕
午刻參内、〔秋風丸〕小時各被參、右大将・四辻宰相中将・右兵衛督・新

三位・頭弁・重治朝臣等也、〔科言國〕頭中将依不具不參、於御學問所〔東有

此事、親王御方簾中御座、〔伏見宮那高親王〕式部卿宮臨期御不參、無出御、先右大将

參着、〔南上〕次予、次四辻宰相・右兵衛督・新三位・頭弁〔元長朝臣〕・重

治朝臣等也、所役新藏人、於黒戸有盃酌事、

太食調

打毬樂〔只拍子〕蘇芳菲〔只拍子〕 傾坏樂急 放鷹樂 太平樂急〔親王御方右兵衛督季繼、五反〕

拔頭 長慶子〔新三位・頭弁〕季繼

狛志越調

納曾利 崑崙破 同急〔親王御筆〕

御樂散狀

〔9オ〕
笙 親王御方 右大将 新三位 重治朝臣 繁秋 宗綱

筆築

安倍季繼

笛

右兵衛督 元長朝臣 景兼

箏

四辻宰相中将

鞆鼓

〔9ウ〕
統秋

大鼓

慶秋朝臣

狛志越調 筆築

笛 安倍季繼

右兵衛督 景兼

箏

親王御方 四辻宰相中将

三鞆鼓 繁秋

大鼓

(10才)

慶秋朝臣

鉦鼓

統秋

十一月廿七日、

(松本宗宣)

妙香院殿卅三回追善、有懺法講、兼日大原衆招請之處、依故障恩德

院被仰、僧衆八人、於入江殿御堂被構道場、以北庫為樂所、散華役

承仕役之、本尊仏供常福寺被渡之、道莊嚴如例、華鬘・花筥自理性

院召寄畢、

懺法講

蘇合香序

海波三反

蘇合急

中院一位殿

山科三位殿

峯秋

十二月

二日、

今月御樂可為來十二日之由被仰出、御人數之事、依去月故障中院一

位・中山宰相中將・基富朝臣等被除之、一品・宰相中將依有子細不

參、先可被召加歎之由被申入、御目錄、

耄越調

廻坏樂只拍子

破

拍耄越調

迦陵頻急 胡飲酒序 同破 北庭樂 安樂塩 陵王

(10ウ)

盤涉調

蘇合香序

海波三反

蘇合急

中院一位殿

山科三位殿

峯秋

十二月

二日、

今月御樂可為來十二日之由被仰出、御人數之事、依去月故障中院一

位・中山宰相中將・基富朝臣等被除之、一品・宰相中將依有子細不

參、先可被召加歎之由被申入、御目錄、

耄越調

廻坏樂只拍子

破

拍耄越調

迦陵頻急 胡飲酒序 同破 北庭樂 安樂塩 陵王

(11ウ)

長宝楽破 同急 延喜楽

拍双調

地久破 同急

三日、

以回文各被相觸、山科申暇、山科居、頭弁他行云々、花山以御教書

申了、

十一日、

明日御樂延引、可為來十六日之由被仰出、竹園御稽古未熟之由御申

云々、仍被相觸、

十三日、

中院一位競望、可被召加之由仰、仍則相觸了、

地下之輩慶秋朝臣・峯秋・繁秋・景益・景熙・安倍季繼可仰之由被

仰下、則召仰慶秋朝臣、

照秋知行之事、所所之外猶有之由申云々、可尋決之由仰、景益召仰、

所所之外更無其儀之由申、河内国知行右衛門佐方也、仍此方不及進

退云々、

十六日、

御月次御樂也、午刻參内、蜜繪丸隨身御學問所前如去月、中院一位・園

前中納言以下參候、所役新藏人祇候、円座以下構之、事了於黒戸有

盃酌事、地下之輩於御懸被下」畢、

御樂散狀

笙

親王御方 中院一位 新三位 重治朝臣 重經 慶秋朝臣 峯秋

宗綱

安倍季繼

(12才)

(12ウ)

(11ウ)

(13才)

笛

右兵衛督 元長朝臣 景益〔伏見宮邦高親王〕

式部卿親王 園前中納言

箏

四辻宰相中将

鞆鼓

繁秋

大鼓

景熙

高麗

笛〔

右兵衛督 元長朝臣 景益

箏

安倍季継

琵琶

式部卿親王 園前中納言

箏

親王御方 四辻宰相中将

三鼓

慶秋朝臣

大鼓〕

繁秋

鉦鼓

峯秋

十七日、

(14才)

(14ウ)

昨日御楽散状被進、仍景益申照秋知行河内国高宮郷・同郷内〔付〕等之
外無知行之由申、仍折〔紙〕昏相副進上、

一慶秋朝臣来、八幡林事被下之由被仰出、〔輪〕輪旨之事可申沙汰之由申、
此子細自花山召仰云々、然者輪旨之事為花山可被申歟之由返答了、

十九日、

依召参内、八幡林事、景益可被召放事不便思食間、不可被召、但
〔村秋跡〕河内・八幡林之内〔兩所〕、慶秋可被下之由仰、則其旨可下知之由
〔豊原〕仰、畏之由御申、

廿日、

景益八幡林事、被下返之由召仰、

一慶秋朝臣召之処、依他行召進繁秋、四个所可領知由仰之趣申含之処、

以前已八幡林拜領之処、一事兩様之仰、却而無其曲之間、自余縱被
下共〔可斟酌之由申之、尤以狼藉之申状也、然者以書状可申之由申

付了、

廿一日、

繁秋参、八幡林事、慶秋如此申、去秋照秋方へ相尋之処、如此申

云々、然者景益朝臣讓与〔今橋家秋〕之儀可為虚説歟之由申、如何々々、

御知行分津国八幡林事、故大和守殿御ゆつり候とて、山井〔景康〕因幡守殿

被申之子細候、讓被申事实候哉、委可承候、又御隙候は、安芸守〔山井景益〕

殿へ御出候はん、御上候へく候、是にて可申談子細候、恐々謹言、

九月十三日

今橋將監殿〔照秋〕

御懇態預御状候、仍つの国八幡領私知行之事は、今度一乱後者一類

も私か手〔不入候程〕、さ様之儀〔付、万迷惑候ま、以前面拜之時〔山井景康〕

如令申候、在京なとをも多不仕候、私よう少より何事も因幡殿談合〔候脱力〕

至候、如何様之成〔儀力〕よりさ様に被申候哉、更々不及覚悟候事、恐々謹言、

(15ウ)

(15才)

付了、

廿一日、

繁秋参、八幡林事、慶秋如此申、去秋照秋方へ相尋之処、如此申

云々、然者景益朝臣讓与〔今橋家秋〕之儀可為虚説歟之由申、如何々々、

御知行分津国八幡林事、故大和守殿御ゆつり候とて、山井〔景康〕因幡守殿

被申之子細候、讓被申事实候哉、委可承候、又御隙候は、安芸守〔山井景益〕

殿へ御出候はん、御上候へく候、是にて可申談子細候、恐々謹言、

九月十三日

今橋將監殿〔照秋〕

御懇態預御状候、仍つの国八幡領私知行之事は、今度一乱後者一類

も私か手〔不入候程〕、さ様之儀〔付、万迷惑候ま、以前面拜之時〔山井景康〕

如令申候、在京なとをも多不仕候、私よう少より何事も因幡殿談合〔候脱力〕

至候、如何様之成〔儀力〕よりさ様に被申候哉、更々不及覚悟候事、恐々謹言、

九月十四日

照秋

(豊原慶秋) 尚々御懇被懸御意候、以前以參如申候、
隱岐守殿 我ら儀付万憑入存候、如何様与風罷上、
可申候、

撰州山平・熊内并河州小村繪事、可被下之由被仰出候、先以忝畏存候、
雖然先度八幡林を被下候処、家秋朝臣讓状所持仕候由、景益申上候、
によつて、于今雖有御糺明、進上不仕候上者、八幡林以下を被下候者、
可忝存候、殊照秋に相尋候処、如此返事候、則進上申候、以此旨預
御奏聞候様、可預御披露候、恐々謹言、
十二月廿日 慶秋

廿二日、
慶秋朝臣申状并照秋書状相副、以御文御申、
廿六日、
女房奉書如此、

一日けさむに入られ候のり秋かしやう、御らんせられ候歟、やわた
はやしの事、しうしん申候へとも、はしめのほうしよにもしかとの
事をは御たつね候て、かさねて仰られ候はんするよし仰せられ、い
まてる秋か状をけさむに入候ても、これにもしかとは見え候はず候、
たしかなるせう人など候は、かさねてのり秋の朝臣に申候へと仰
られ候へし、「申候事、この程御まいりをまたせをはしまし候へとも、
御はんにも御しせう候はぬほとに、仰せられ候よし申せとて候、
ひやうふ卿とのへ

てる秋知行のさい所とももの事、さきのたひやわたはやしを(り脱之)の秋朝臣
にあつけ下され候はんするよし仰せられ候へとも、かけやすの朝臣
にいゑ秋ゆつりて候よし申候、ししよう(くい)などもたしかに候はぬほと
に、御ふしんに候へとも、しかとの事は御しり候はぬほとに、その

ほかなるつの国のさい所三个所ならひにかはちのこ村きうの事を仰
せつけられ候へく候、猶々ほうこうをいたし候へきよし仰せられ候
へく候よし申せとて候、」
ひやう部卿とのへ同日

廿九日、
慶秋進書状、撰州三个所・河州等在所返進之由申、無勿体之旨度々
被仰、用秋御使ニテ被仰、不承引、仍御披露、
卅日、
慶秋申状以前之儀也、依召御參 内、四个所之事、繁秋ニ被下、御
師範事、被改、繁秋ニ被仰付之由可申付之由仰、則召仰、畏之由申之、
但加思案、御返事可申入之由申入、」
習年正月十四日所望、仍書遣之、
撰津国小八幡并山平・熊内等郷、以上照秋 有宗朝臣、河州高宮之内小村給故村秋 跡、
事、可全領知繁秋之旨、可令下知之給之由、被仰下候也、謹言、
十二月卅日 宗綱

藏人権弁殿
文明十七年
二月三日、
御楽始日次事、可尋仰之由仰、則陰陽頭(土御門)被仰、来五日・
七日・九日三个日撰進、御披露之処、可為九日之由被仰出、於御前
目録被定、
平調

万歳楽只、甘州(勇丸) 曾勝破 同急 五常楽急 春楊柳 林哥
(勝七親王) 内々親王御方申入、源少将祇候之間、(綾小路後量) 右兵衛督・田向中将同示遣、
(政長) 花山院以折昏内々示之、
四日、

(19オ)

繁秋(豊原)召仰、可為地下皆參之由仰、但慶秋朝臣難側時宜、重而可何定之由申付、新三位(山科言國)・頭弁(甘齋寺元長)・頭中將(資氏王)・伯中將等、又目錄(通秀)一示遣、中院(園基富)同遣之、

来九日可有御楽、可令參仕給之由、内々被仰下候也、恐々謹言、

二月三日

園前中納言殿(基有) 中山宰相中將殿(宣親) 頭中將殿

五日、

御教書(花山院政長)

中院殿・右大將殿・右兵衛督・新三位・頭弁・源中將(田向重治)・源少將等遣之、

(19ウ)

以女房奉書、人々稽古未練、仍九日難成之由申輩有之云々、然者可有御延引、中旬比日次可返進、但先人々所存(庭田)可相尋之由仰、内々申試処、中山宰相中將・新三位・重經(美仲)之外可為時宜之由被申、三人可有御延引之由、仍則被申四辻前中納言催前之間、一通送遣了、

六日、

儲日陰陽頭撰進(上御門有宗)、来十三日・十七日・十九日也、

可為十三日之処閉也、楽方以外忌之、可為如何哉之由仰、有宣卿(上御門)

有宗朝臣相尋之処、於御伝受者可嫌、御楽始何可有子細哉之由申、

仍十三日御次之、其趣申催了、

九日、

御楽目錄被出、

十三日、

早旦御参 内、少々参集、申刻計事始、御懸北上西面、今日細雨、

尤不弁、

簾中親王御方(伏見宮邦高親王)・式部卿宮御祇候、御所作殘楽甘州、

御楽散狀

笙

(20オ)

(20ウ)

御所作(後土御門天皇) 中院一位(通秀) 右大將 新三位 重經(豊原) 繁秋(松木) 宗綱(宗綱) 簞築 安倍季繼 笛

中山宰相中將 右兵衛督

元長朝臣(甘齋寺) 景康朝臣(山井) 景兼(山井) 景益(山井)

琵琶(伏見宮邦高親王)

式部卿親王 園前中納言 基富朝臣(園)

等

親王御方 四辻前中納言 同宰相中將(季経)

鞆鼓(豊原)

統秋(豊原) 大鼓

景熙(山井) 鉦鼓

太神景俊(山井)

事畢於鬼門(間)有盃酌事如例、

三月三日、

景熙申伊与守之事、御披露、勅許、習日頭中將方へ申送可被宣下

之由也、

潤三月廿一日、

今月御目錄被出、御人数近臣之外資氏王・重治朝臣、地下景兼・繁

秋等可下進之由仰、季繼為在京可召加由仰、

双調

春庭楽(只拍子) 賀殿破 同急 春鶯轉颯踏 同入破 酒胡子 武徳

楽

拍子越調

拍子越調

拍子越調

(21オ)

(21ウ)

(22才)

退宿徳〔手力〕 敷近 胡徳楽

四辻宰相中将・右兵衛督・新三位・頭弁・資氏王・重治朝臣・重経
等相触、悉加奉、

地下繁秋召仰了、

廿八日、

御楽御人数八子・四辻宰相中将・右兵衛督・山科三位・頭弁〔言因〕・

綾小路中将・資氏王・重経〔景力〕・繁秋〔景力〕・量兼〔景力〕・安倍季継〔景力〕・

事了被下御銚子、

御楽散状〔筆脱力〕

御所作 親王御方 山科三位 資氏王 重治朝臣 重経 宗綱

箏 篳篥

安倍季継〔景力〕

笛

右兵衛督 元長朝臣 景兼

琵琶

式部卿親王

箏

四辻宰相中将

大鼓

繁秋

高麗

笛〔景力〕

右兵衛督 元長朝臣 景兼

箏 篳篥

安倍季継

(23才)

(22ウ)

(23ウ)

琵琶

式部卿親王

箏

親王御方 四辻宰相中将

三鼓

繁秋〔景力〕

四月

十三日、御番之次、来月御楽御目錄〔被力〕之出之、人々為稽古早可相触由

仰之、

黄鐘調

桃李花一帖〔只拍子〕 喜春楽序 同破 安城楽 平蛮楽 海青楽 鳥

急

拍子越調

貴徳隻破 同急

〔表紙〕

「樂所奉行方〔文明十七同十八〕宗綱卿記〔乙〕」

(1オ)

文明十七年六月

十八日、

〔豊原 忠歟〕繁秋申多只久・太神景兼上下五位之事、今日勅許、此次以勾当〔四辻春子〕内侍

被仰云、繁秋去年従上之事申入之間、雖為早速、為御師範之間、不

可混自余、上下之事、可有御押任由被仰下、此事御談合也、所存之

旨可申入之趣被申之間、不可然、追而可有御沙汰歟、自然又曲御伝

受賞等猶可然歟之由申入之處、猶可有勅許之由、重而被仰下、此上

者不可及是非、早可申付之由申入了、

十九日、

(1ウ)

(2才)

繁秋被召仰宣下之事、(園基富)頭中將可申之由被仰付了、
七月、

二日、御樂御教書不被遣、(美仲)四辻前中納言依重服不可及相触由仰、此事如何、先規不可及沙汰、神事尚以別勅參勲、(暑力)清景神宴又(輕)經服參仕之例、当家殊及数度、况星之手向、何有子細哉、但為時宜上者、不及是非、

七夕可有御樂、可令參仕給之由、(松木)内々被仰下候也、宗綱恐惶謹言、

七月三日

宗綱

(通秀)中院殿 (花山院政長)右大將殿

(基有)園前中納言殿 (季經)四辻宰相中將殿 (綾小路後量)新宰相殿 (言国)山科三位殿 (甘露寺元長)頭弁殿

(資氏王)頭中將殿 (庭田重經)綾中將殿 (源少將殿)源少將殿

(五辻當仲)極臈方へ所役以下可被存知之由申遣、(折帚)

七日、

酉刻計御參 内、未人々參、山科三位兼而祇候、(秉燭)之程各被參集、

先有御祝、人々先有盃酌、於鬼間有此事如例、大鼓景兼所持之被下渡、御所之御大鼓依不鳴也、事了被始、於御懸東向、(板力)地下打坂等被儲了、所役(吉田九)下部兼致也、

七夕御樂

(筥)

(後止御門天皇)御所作 (通秀)中院前内大臣 (右大將)山科三位 (資氏王)重治朝臣 (田向)

(庭田)重經 繁秋 豊原益秋

筆筭

安倍季繼

笛

(甘露寺)新宰相 元長朝臣 (山井)景康朝臣 景兼 (山井)太神景俊

琵琶

(3才)

(3ウ)

(伏見宮邦高親王)式部卿親王 繁中 (園)園前中納言 基富朝臣

箏

(勝七親王)親王御方 簾中 四辻宰相中將

(豊原)鞆鼓

(豊原)慶秋朝臣

大鼓

(山井)景益

廿四日、

来月御樂目錄被出、(季經)四辻・(後量)綾小路・(言国)山科・頭弁・頭中將・(資氏王)伯王・

(重治)田向・(庭田重經)庭等相触了、

大食調

輪鼓(禪)禪脫 傾坏樂急 合歡樂塩 賀王恩 仙遊霞 庶人三台 長慶

子

伯耆越調

歸德破 同急

八月

廿二日、

御樂去十九日依物忌延引、午刻人々參集、

(宣親)四辻宰相中將 中山宰相中將 山科三位 元長朝臣 資氏王 重經

(山井)地下 景兼 豊原用秋 景俊 繁秋 益秋

(比巴)御所作 式部卿親王 親王御方 (左筆)右筆、

今日各御銚子進上、伯御銚子提土器之物等進上、

九月

十六日、今月御樂来廿八日可申沙汰之由被仰出、

(4才)

(4ウ)

目錄今日被出、則相觸了、

盤涉調

採桑老 蘇合三秋〔帖〕 同急 蘇英者序〔莫〕 同破 日柏 千秋楽

狛越調

皇仁破

〔同急〕

廿二日、筑後守參、今度御楽来廿八日御治定云々、蘇合急三反説可有之云々、仍御伝受、此次急入之説、ツイトヲリノ説、三个条具申入、

入、

廿八日、午刻參 内、於薄亭改装束、人々參集、田向中将今朝説伝

受云々、尤率爾、不可然」事歟、景俊依景益不和近日景兼扶眼、雖

然蘇莫者笛秘之、又三反説等他流尤有憚、可為斟酌之処、今朝自

竹園被仰付云々、仍伝受、今日參、是又以外事也、今日參仕具散狀、

東向於御懸有此事、依雨俄儲之、安倍季音三反説不存知、仍不所作、

今日三帖破之間、重而有之、中程拍子拔歟、不分明、

御楽散狀

〔筥〕

御所作

〔山科言國〕

新宰相 資氏王 重治朝臣 益秋 宗綱

筆築

安倍季音

〔緩小踏後量〕

源宰相 中山宰相中将 元長朝臣 景熙 太神景俊

琵琶

式部卿親王

箏

親王御方 四辻前中納言 新中納言〔四辻季經〕

(5オ)

(6オ)

大鼓

繁秋

鞆鼓〔豊原〕

統秋

高麗

筆築

安部季音

笛

源宰相 元長朝臣 景熙 太神景俊

比巴

式部卿親王

箏

親王御方 四辻前中納言 新中納言

三鼓

統秋

大鼓

繁秋

十月

十三日、御楽来月二日可申沙汰之由仰、被出目錄、

壹越調 廻坏楽〔只拍子〕 冬明楽 胡飯〔飲〕酒破 河水楽 安楽塩 酒

胡子 新羅陵王急 狛越調〔イナシ〕 古鳥蘇塩破〔塩〕 新鞆鞆

御人數事、堂上同前、地下慶秋朝臣・景兼・繁秋・景益・季繼、此

分可申付之由仰、

十九日、繁秋召仰、今度弘秋可召加之由仰、

廿四日、来月二日御楽延引、自昨日御不予之御事云々、

〔イナシ〕

(7ウ)

(7オ)

(6ウ)

十一月

廿三日、但馬守 狛祐勝、左近將監 豊原益秋・狛友兼、左衛門少

志 太神行連・同晴方、勅許、藏人弁方へ可被宣下之由申、

廿四日、御月次御樂也、自昨日番祇候、自今朝近所構休所、午刻參、

人々少々被參、伏見殿無御參、季繼不知在所、仍不參、今日花山被進御

樽歎、於御字問所有一献、予被召御所祇候、及大飲、

御樂散状

笙

御所作 簾中 (花山院政長) 内大臣 新宰相 資氏王 重治朝臣 重經 繁秋

豊原弘秋 宗綱

笛

源宰相 元長朝臣 景兼

琵琶

園前中納言

箏

新中納言

鞆鼓

慶秋朝臣

大鼓

景益

高麗

笛

源宰相 元長朝臣 景兼

琵琶

園前中納言

箏

(9才) 簾中 新中納言

三鼓

繁秋

大鼓

景益

鉦鼓

豊原弥秋

十二月

廿三日、繁秋申弘秋替名之事、(朝秋)「弥秋養子熙秋事、(猶)實景益末子、去比時為景隆、景益依有不会事、違變、仍弥秋猶子二沙汰之、

文明十八年

二月九日、

樂所奉行事辞退之處、尚可申沙汰由、以女房奉書仰、仍御樂始日次

事有宗朝臣方へ尋遣、(上御門)

十二日、

御目錄被出、来廿二日可申沙汰之由仰、一昨日日次仰」有宗朝臣進

上、

平調 五常樂急 三台急 万歳樂

裏頭樂 太平樂急 甘州 老君子

五常樂急只拍子云々、只拍子字不被賀、近代此只拍子無其沙汰、如

何、

十三日、

(綾小路後量)源宰相入來、(山井)景兼知行丹州大河内村事、先度内々奏聞、但以樂奉行

可申入之由仰云々、仍此子細演說之間、雖斟酌可致披露、然者以書

状可申之由被仰付歎由申、及黄昏彼状持來、可披露之由返答了、

十四日、

十四日、

(11オ)

景兼書狀進之処、尚可尋決、當時自然被仰付之後、為武家之成返之時率爾歟、成敗之樣可有其沙汰、旁不可然思食之間、重而子細尚可尋仰之由仰、誠以仰可然事歟、此在所故景藤時代_(山井)不知行云々、然者程隔事歟、無武家成敗者、被出女房奉書事不可然時候也、源宰相奏事楚忽之至歟、有可然事歟、

來廿二日可有御樂、可令參仕給之由、内々被仰下候也、宗綱恐惶_(松本)

謹言、

通秀_(政長) 中院殿 花山院殿

文章同前、禮節如何可依官位、

園前中納言殿 四辻前中納言殿

基有_(甘露寺元長) 資氏王_(田向重治)

頭弁殿 伯殿 綾小路中将殿

源小將殿

極臈方へ所役兩人可相

觸之由折昏ヲ遣、

十六日、

統秋來、

五常樂急只拍子事、

被尋仰之処、

此事十三帖譜・諸譜不注

置、

若子細在之歟、

但口伝云、

奥二反凡乙リ九一リ一_(火)乙_(火)十_(火)十_(火)

一_(火)乙_(火)九_(火)リ 十_(火)下_(火)乙_(火)乙_(火)乙_(火)、

此分相伝云々、

凡五常樂之御事、

仁義

礼知心之五常_(音)五音_(音)ニ分テ、

条々子細不可勝計事歟、

雖有破只拍子不

載急、

定可有子細事也、

不尋決事、

道之率爾歟、

口伝事、

以後為分

明譜ニ出之、

十_(火)下_(火)十_(火)リ乙_(火)下_(火)十_(火)リ乙_(火)工_(火)凡_(火)一_(火)一_(火)ニ反_(火)九_(火)乙_(火)リ

九_(火)一_(火)リ_(火)一_(火)乙_(火)十_(火)リ_(火)一_(火)リ_(火)一_(火)乙_(火)九_(火)リ_(火)十_(火)下_(火)リ_(火)乙_(火)乙_(火)乙_(火)

此午時元譜ニ相違歟、

乙_(火)乙_(火)九_(火)ト繁秋方ニハ仕、仍如此申云々、

(12ウ)

聞、先明日笛兩人所存可相尋之由仰候、答笛不存之由申者可被閣歟_(團)之由仰、尤可然事歟、

十九日、

繁秋召仰昨日仰之旨申命了、以繁秋景兼并景益相尋所存之処、兩人

有口伝之由申云々、但景兼者譜并口伝等無之、少年之時景藤所作聞

之云々、率爾之申狀歟、不可跡事也、以御文此趣被申、

廿一日、

統秋來、只拍子事、繁秋方ニハ十一_(火)乙_(火)九_(火)リ如此仕云々、然此方

說相違也、可為如何哉之儀申入、豊秋譜并龍秋自筆譜持參、此譜之

裏書ニ注此說、慥有之、散不審了、然者口伝分無相違歟、但於所作者、

御說如此之上者、彼方說分ニ可所作歟之由申、加思案之処、所詮、

於拍子者不可有相違、然者何師說可応他說哉、兩說相違、尤有氣味、

只如一本可所作之由返答了、

廿二日、

早且依召參 内、_(下衫)御學問所、參庭上之処、五常樂急了、只拍子

說等ニ無之、四絃同前歟、式部卿官御所存尋申入、就其四辻新中納

言招景兼渡之云々、此事不可然、古來絕樂自絃管ニ渡之事、為 觀

慮被仰出之時可致沙汰歟、為私如此沙汰為不可然、將又笛兩人伝受

之樣、尚可尋決之由仰、_(中納言入道)樂林軒等又所存可尋之由仰、

申畏之由、退_(有瑤綾小路有俊)

出、先參親王御方、此事一申入、則參竹園、_(重治朝臣)以中將申入之処、

誠此_(伏見宮邦高親王)

事仰之旨被畏申、兩曲三曲御伝受之後、以自見御沙汰之事、勿_(論力)輪事

也、雖然此只拍子近代無其沙汰、又譜等非御座右、押而御所作之事、

為冥加、不可然、又御參ありながら御見処之時者、四絃ニ絶之分治

定歟、御記御譜等未撰、彼有無之事難被決、所詮先可有御不參之由

(13オ)

(13ウ)

(12オ)

十八日、
參番之処、親王御方へ被召、五常樂急只拍子事、絃ニハ「無譜并口
伝之由申之、可為如何哉之由仰、四絃又同前云々、則仰之旨令 奏

(14才)

仰、尤有其謂歟、為道尋處、仰之旨殊勝存者也、又柴林軒召仰、所存^二無其伝受之輩不可然歟、其謂者、拾翠樂急之譜髓所持、雖然篳篥絶之間不所作、後小松院^(安倍)御代季長吹之、以外御切檻之處、拾翠急^ト不存知、而所作之由申入云々、可為准処歟之由申入、又祇候、竹園御申并柴林所有具申入、雖無御所作、尚御參候事、可申之由仰、^(實仲季経)四辻兩人、於無伝受者所作者不可然之由仰、此趣申、仍斟酌、景兼・景益重而相尋之處、伝受之由申入上者無子細、但今度景兼慶秋^{豊原}以蜜々懇望渡之云々、為道言語道斷事也、忽可失生涯子細之間、不及披露、無為^二遂所作了、於冥慮者難側、^(測)

(14ウ)

御樂未終刻事始、東向御懸地下儲飯屋打板、^(後土御門天皇)「殘樂三台急御所作、太平樂急親王御方、老君子中院也、各五反、事畢於鬼間有盃酌事、堂上地下無為之御礼申入之由、以勾当令披露了、^(四辻春子)

筓

御所作 簾中 中院前内大臣 内大臣 新宰相 資氏王 重治朝臣

重經^(庭田) 繁秋^(豊原) 朝秋^(今橋) 豊原用秋 同益秋

篳篥

安倍季音^一

笛

源宰相 中山宰相中將 元長朝臣 景康朝臣 景兼 景益

箏

四辻前中納言 新中納言^(兩人只拍子無所作、依無伝受也)

琵琶

園前中納言^(只拍子無所作、子細同前)

鞀鼓

慶秋朝臣

(15ウ)

大鼓
「統秋」

景熙^(山井)
鉦鼓

廿六日、

^(四辻春子)

景兼書狀付長橋、大概申入、此狀長橋^二隨身、子細演說、敵方若武家以下知致知行者、定可歎申、其時者率爾之御成敗之様^二可有沙汰事歟、此子細等可申入之處、源宰相内々 奏聞之時、凡 勅許之様^二申間、若奉書不被出者、^(松木宗綱)愚老存疎略之様可被申間、每々以書^(四辻春子)狀申入、又所存之旨者、内々勾当局物語了、

(16才)

廿九日、

^(今橋)

繁秋知行高宮内小村給事、照秋依難洩不去渡地下云々、不可然之由被遣御奉書、繁秋方へも、若不渡者、高宮郷押置、可被致注進之由、被遣折紙、

卅日、

^(後小松)

景兼来、小河内村事、旧院 勅書云、そこつなから先文を被遣候、沙汰し誠て、重而 院宣を可申之由被載之、然者其時も無知行之段勿論歟、又本文紛失之由、養^(高山義就)「接院殿御自筆有書狀、雖然其狀詞云、右衛門佐殿奉書候之上者ト云々、無其奉書、旁不具之支証共也、但時刻到来、已可了簡之由申仁体有之上者、女房奉書可申沙汰之由返答了、

(16ウ)

三月

二日、

三日、

景兼申女房奉書事等、以長橋申入、以前被下支証物四通持參返上、

三日、

景兼申奉書被出之、畏之由申入、則綾小路方へ遣了、以前申沙汰之

(17才)

^(後暹)

間、就本路可被遣哉之由申遣了、
七日、
景兼申大河内村事、重長朝臣本領之処(掠カ)校申之由、歎申入、則相副申
状、被下女房奉書、則源宰相許へ尋遣、
八日、

景兼申状、自源宰相許送之、則付進長橋局、当知行之事者不存知云々、
楚忽之申状歎、不可然事也、依召早參、以勾当被仰云、景兼申掠
曲事也、奏事不実可被行御罪科之条難通者也、自最前重長朝臣為知
行之由申入者、假令其時被对支証、被経御沙汰歎之処、国人押領之
由申入、可為当知行之処、當時不入手之由申入、如何様可有御罪
科事哉、如御法可申付、若無覺悟者、可尋沙汰之由仰、重長朝臣進
上之文書被下、可拜見之由仰、披見之処、誠(白)比類文書明迫之事也、
仍以歎被下女房奉書、早可返上之由可仰付之由也、則源宰相許へ送
書状、時宜申遣之処、則被奉書持参返上之処、入火中云々、不便、
彼卿被召仰御切檻云々、

十日、
景兼御罪科事、可被止出仕之由申入之処、尚勸修寺(教秀)按察卿(甘露寺親長)迄可尋
仰之由仰之間、行向兩所之処、勸修寺依所勞無对面、都護卿可被止
出仕之歎之由被申、則向長橋且演說、帰路参 親王御方、此趣等申
入了、

十一日、
景兼事、可停止出仕之由、早々可申付之由被仰出、則繁秋召仰、此
間女房文等悉入鳳箱了、
五月

十一日、景益阿波国進発、御暇事申入、七夕以前可罷上之由申、
無子細之由仰女房奉書、景益依所望 被下

廿二日、北野社神事参仕之事、景熙依所勞及關念之間、以蜜々景兼
可参勲之由可申付哉否事、御奏聞之処、景俊(山井)代可召進哉之由仰、
一景俊楽稽古事、景兼可仰之由、内々被仰下、以橋本内々入魂、無
子細之由申、

廿四日、照秋参、景康令同道、繁秋小村給事、押惣(燈油田)迷惑至
極也、所詮於小村給分者、直繁秋方へ可召渡、相語「悪党及無理候、
及押妨者可歎申之由申入、此分誠不可然、早召仰繁秋可申付之由被
仰了、

七月
二日、七夕御楽被出目錄、可申沙汰之由仰、盤涉調 蘇合序 同三
帖 同急 青海波。 劍氣禪脱(種) 白柱 千秋楽(字)

〔表紙〕
〔楽所奉行方文明十九宗綱卿記〕
丙

三月廿七日、
来卅日可有御楽、可申沙汰之由仰、則風記有宗朝臣方へ被仰遣、地
下人等之事繁秋召仰、抑奉行之事、自去年辞退、尚不納之間、今日
重而申入、道々重職也、御一巡先可被仰付之由申入之処、然者当日
之儀四辻中納言可申付之由仰、雖仰遣、故障之間、其趣申入、山科
宰相可被仰付哉、重而申入、今日以頼孝堂上方々へ相触了、御目錄、

平調
万歳楽(只拍子) 三台急 五常楽急
春楊柳 鶏徳 太平楽急
林哥

廿八日、
楽所奉行之事、於兼日者可申沙汰、当日事、尚他人可被仰付之由申

(2才)

入之處、(四辻季經)右衛門督ニ被仰、窮困無僕、旁難存知之由歎申、仍尚當日之事可存知、於不參者無力、於參仕者可申沙汰由、山科宰相幸理運之由申入之處、奉行等之事、猶可依堪不堪之由、以奉書仰、仍無力領狀申入了、當時堪能不知其仁、只可被賞累代歎、

卅日、
未刻計參 内、(四辻春子 今朝内々付長橋御樽・鷹等進上)

人々少々參仕、竹園御參、園前中納言依歛樂遲參、今日景明初參、

散狀

笙

(後止御門天皇)御所作 中院前内大臣 (通秀) 花山院前内大臣 (政長) 山科宰相 (資氏王) 伯三位 重治

朝臣 重經 (庭田) 繁秋 (豐原) 統秋 (今橋) 朝秋 豊原用秋 同益秋

筆策

安倍季繼

笛

元長朝臣 (甘露寺) 源宰相 (綾小路後量) 景康朝臣 (山井) 景兼 (木上階) 景益 (山井) 太神景明

簾中 園前中納言 (伏見宮邦高親王)

箏

(勝仁親王) 簾中 四辻前中納言 右衛門督 (実仲)

鞆鼓

慶秋朝臣 (豊原)

大鼓

景熙 (山井)

鉦鼓

太神景俊 (山井)

(3ウ)

殘樂五反、五常樂急御所作・式部卿宮・源宰相・安倍季繼、鵜徳中院前内大臣、自余次第、太平樂急花山院前内大臣、(内大臣)有自余次第、(失)四月

三日、
(勝仁親王)

親王御方兩曲御伝受遅々、不可然由内々申入之處、日次事可尋仰之

由被仰下、則仰有宗朝臣、進風記、今月廿一日・廿三日撰進、可為

廿一日之由被仰出、則召仰繁秋、

十四日、

親王御方兩曲御伝受之事御延引、(足利義尚)繁秋四品之事、為御師範

賞可被叙之、以吉日可下知職事之由被仰下、可然之由申入了、

十八日、

依為吉日召仰繁秋、四品 勅許之事申含、申畏之由、(兼宗光忠)頭左大弁方へ

遣一通、

繁秋依鳳笙御師範賞被叙四品候、早可令 宣下、(松木)仰下

候也、恐々謹言、

四月十一日

宗綱

頭左大弁殿

以文内々今日仰奉行之由申入了、

六月

廿四日、

親王御方兩曲御伝受延引、今月末・来月始可申沙汰由被仰出、則仰

有宗朝臣召勘文、今月廿九日・七月七日云々、

廿六日、

風記進御所、可為来廿九日之由仰、則召仰繁秋朝臣、

廿七日、

自武家被進御馬・御太刀事、申遣勸修寺被尋、(教秀)先規如此注遣、

(4才)

(4ウ)

(5才)

（後土御門天皇）
当今

蘇合 寛正二月廿六日、自武家御馬・御太刀、銀

万歳楽 自余略之、同五年十二月十五日、同自武家被遣、

皇帝・团乱旋 文明二年十月十九日、同自武家御進上、

親王御方

蘇合 文明十一年正月廿五日、自武家御馬・御太刀、

万秋楽 同十三年二月十八日、同御進上、

每度被下御師範了、御太刀每度銀劍也、

就右少弁、（万里小路賢房）参仕当日作法等内々被尋之間、注遣了、

七夕御楽菊亭大納言可被参之由被申候間、被略（マ、）章小楽少々被出

之由仰、

慶雲楽 只、万歳楽 甘州 五常楽急「（扶南）府 小娘子 老君子

一明後日曲御伝授御次第可作進之由被仰問、如此書進、

先御出座、次申次作（候力）座、次御師範着座、次御伝受、次御奥書進上、

申次人取之、進御前、或又先退出、以申次追進上、次各退出、

廿九日、

午刻両曲御伝受、兼日之儀条々申沙汰、今日（藏人）右少弁（万里小路）賢房申沙汰也、

七月

一日、七夕目錄被改下、除慶雲楽・万歳楽、只拍子、三台急（マ）被加、是

（今出川公興）菊亭並相未学之由於竹園被申之由也、

二日、

依所旁申沙汰之儀迷惑之旨、頼申入、仍山科宰相被仰付、御目錄可渡遣之由仰、則以頼房送遣了、